

西尾市一色B & G海洋センター使用料

利用区分			金額		
			午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで
専用 利用	第1アリーナ	平日	1,800円	1,800円	2,460円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	2,160円	2,160円	2,460円
	第2アリーナ	平日	1,140円	1,140円	1,720円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,380円	1,380円	2,080円
	会議室		670円	670円	670円
個人 利用	第1アリーナ・第2アリーナ	小・中学生	50円	50円	50円
		一般	100円	100円	100円
冷暖房設備	第2アリーナ		1時間につき		800円
シャワー			1回		100円

備考

- アマチュアスポーツ以外の目的で体育館を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室を除く。
- 営利宣伝目的で体育館を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 入場料又はこれに類するものを徴収して体育館を専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 第1アリーナの3分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3分の1の額とする。
- 第1アリーナ及び第2アリーナの2分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 体育館の利用について、市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
- 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。